

## 参議院法制局職員採用総合職試験問題例

### 第2次試験【論文試験】（憲法・行政法・民法）…必要に応じ参照条文を配布

#### 【憲法】

A市の市議会は、市民に信頼される清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、次のような内容のA市政治倫理条例案を可決した。

- ① 市長又は市議会議員の配偶者又は2親等内の親族が経営する企業（以下「関係企業」という。）は、地方自治法第92条の2及び第142条の規定の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約を締結してはならない。ただし、災害等特別な理由があるときは、この限りでない。  
※ 関係企業が市の工事等の請負契約を締結したとしても、罰則等の制裁はない。
- ② 市長又は市議会議員は、その関係企業が①に違反して市の工事等の請負契約を締結した場合又は締結しようとする場合には、当該関係企業の請負契約の辞退届を市議会議長に提出するよう努めなければならない。
- ③ 市議会議長は、市長又は市議会議員が②に違反したと認めるときは、②の遵守を求める決議又は辞職勧告決議を市議会に諮ることができる。

A市政治倫理条例の憲法上の問題について、参考条文の趣旨を踏まえ、関係企業が市長の関係企業である場合と市議会議員の関係企業である場合とを比較しつつ、論ぜよ。

#### 【参考条文】

○ 地方自治法（抄）

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～四 〔略〕

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六～十五 〔略〕

② 〔略〕

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二…〔略〕…の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは…〔略〕…議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決

定しなければならない。

②～④ 〔略〕

第百四十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第百四十三条 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは…〔略〕…当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

②～④ 〔略〕

## 【行政法】

A市は、人口減少や財政難などを理由にB小学校を廃校することとし、「公の施設」の廃止は条例によることと規定している地方自治法の規定に基づき、B小学校を廃校する条例を制定した。

B小学校に通っていた3年生の児童の保護者Xは、「今後もB小学校に子どもを通わせたい。B小学校の廃校を取り消したい。」として、B小学校を廃校する条例の取消訴訟を提起しようと考えている。次の二つの場合について、それぞれ、B小学校を廃校する条例がXによる取消訴訟の対象となるか、参考条文を踏まえ、検討しなさい。なお、Xによる取消訴訟は、行政事件訴訟法第14条に定める出訴期間内に提起されるものとする。

- ① B小学校以外の小学校は、いずれも、Xの子どもの自宅から相当遠距離にあり、かつ、その通学路に非常に危険な道路がある。
- ② A市は、特色ある教育（例えば、地域の自然環境や地域の教育力を生かした教育の推進、スポーツクラブの設置による体力作りの推進など）を実施する小学校を「特認小学校」として指定し、その通学区域（※1）内の児童を無条件で受け入れるとともに、その通学区域外の児童については、「学校選択制」（※2）を導入し、通学区域外の児童の受入れ枠を設定した上で、当該受入れ枠を超える入学の申込みがあった場合には、抽選で受け入れる児童を決定していた。B小学校はこの「特認小学校」に該当しており、Xは、B小学校の特色ある教育に魅力を感じたため、「学校選択制」を利用し、通学区域外からB小学校に子どもを通わせていた。

※1 市町村教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき就

学すべき学校を指定する際には、あらかじめ各学校に通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定することが一般的である。

※2 「学校選択制」とは、市町村教育委員会が、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき就学すべき学校を指定する際に、あらかじめ保護者の意見を聴取して指定を行うものである。

【注】 問題文及び参考条文は、義務教育学校（小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校をいう。）制度が導入される前の状態におけるものとする。

【参考条文】

○ 学校教育法施行令（抄）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者〔※〕…〔略〕…について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校…〔略〕…が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 〔略〕

※ 「就学予定者」とは、翌学年の初めから小学校又は中学校に就学させるべき者をいう。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項…〔略〕…の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

○ 学校教育法施行規則（抄）

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第二項…〔略〕…の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第二項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第八条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

【民法】

甲土地は、もともとAが所有していた。1980年3月、Aは、甲土地をXに売却し、Xは、甲土地を同月から占有し続けてきたが、所有権移転登記手続は行われていなかった。

以上の事実を踏まえ、以下の（１）及び（２）の問いに答えなさい。なお、（１）及び（２）はそれぞれ独立した問いとする。

（１） Aは、1997年1月、甲土地をYに売却し、所有権移転登記を行った。

Xは、この事実を知らないまま、占有を継続している。

2003年3月現在、XのYに対する甲土地の所有権の主張は認められるか。

（２） Aは、2004年1月、甲土地につき、Yに対し、乙抵当権を設定し、その旨の抵当権設定登記が行われた。しかし、Xは、この事実を知らないまま、占有を継続している。

Yは、甲土地につき乙抵当権の実行としての競売を申し立て、2015年9月、競売開始決定がされた。

2016年3月現在、XのYに対する乙抵当権の負担のない甲土地の所有権の主張は認められるか。